

1.「雫石町行政改革大綱(第5次改訂)及び行政改革実施計画(案)」に対する

パブリックコメント(12/20～1/20)実施結果について

1. 実施状況

- (1)募集期間 令和元年12月20日(金)～令和2年1月20日(月)
- (2)関係資料の公表 町ホームページ掲載、役場総合案内窓口、中央公民館、各地区公民館
- (3)ご意見の提出方法 窓口への直接持参及び郵便、FAX、電子メールでの提出
- (4)お寄せいただいたご意見

1名の方から3項目のご意見等をいただきました。提出されたご意見とそれに対する町の考え方は次のとおりです。

また、パブリックコメント及び関連部署からの意見を反映し、加除修正いたしました。

《反映区分》

- A: 案で反映済み(案に対する賛意を含む)
- B: 意見を反映して案の修正等を行う
- C: 個別計画、実施段階で反映(検討)
- D: 反映困難
- E: その他(参考意見)

No	項目	意見の内容	反映区分	対応方針
1	住民参画の推進と協働による行政運営	町民との懇談会をやらなくなった。町民の生の声を聴くためにも復活をお願いしたい。また、いままでは、町長選挙のある年は町民との懇談会をやっていない。町長選挙のあるなしに関わらず実施していただきたい。 町民意識調査の内容の見直しをしていただきたい。	C	町民懇談会につきましては、特定のテーマを設けて、その特定の課題に関わる方たちより町民懇談会を行っております。今後も特定の課題を定めながら広く町民の声を聴きし事業を実施してまいります。町民意識調査については、町民の意見を広く集めるために、内容の見直しを行ってまいります。

No	項目	意見の内容	反映区分	対応方針
2	行政改革全体について	行政改革の第一歩は情報公開にあると思われる。情報公開に関する記述が無い。開かれた町行政、そして町民の信頼を得るため、情報公開は必要である。ただ単に、〇〇会議をやりましたというだけではなく詳細な議事録を作成し、公表する。また、住民からの意見要望はすべて役場のホームページに公表すべきである。	E	各種会議録についてはすべての会議で会議録を作成及び公表しているものではありませんが、公開としているものについては、閲覧を希望する場合、総務課で閲覧を行うことができます。意見要望等は必要に応じて情報公開を行ってまいります。
3	行政改革全体について	すべての施策に数値目標が無い。これでは計画と呼べるものではない。施策に数値目標を加える。	C	目標については毎年、各課において目標を設定しております。その中で数値化できるものに関しては数値化し、数値化できないものについては、より具体的な目標を定めて進めてまいります。